

令和5年12月13日

第6回　日南町議会定例会追加議案

日　　南　　町

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 13 日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年日南町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。) の属する月 (以下「出産予定期」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、3 月前) から出産予定期の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額する

ものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第16条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにできる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以降の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の当該保険税について適用し、令和 5 年度分の当該保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

令和5年度日南町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度日南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,274,378千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		518,746	21,800	540,546
	2 国庫補助金	293,700	21,800	315,500
歳入	合計	7,252,578	21,800	7,274,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		167, 561	21, 800	189, 361
	1 商工費	167, 561	21, 800	189, 361
歳 出	合 計	7, 252, 578	21, 800	7, 274, 378

令和5年度日南町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	518,746	21,800	540,546
歳 入 合 計	7,252,578	21,800	7,274,378

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
7 商工費	167,561	21,800	189,361	21,800				
歳出合計	7,252,578	21,800	7,274,378	21,800				

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
23 物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金	0	21,800	21,800	1 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	21,800	
計	293,700	21,800	315,500			

3 歳 出

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区 分				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	金 額			
1 商工総務費	95,077	21,800	116,877	21,800				21,800	商工総務一般管理事務	21,800		
計	167,561	21,800	189,361	21,800								

令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ642,807千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		513,569	3,190	516,759
	3 県負担金・補助金	513,569	3,190	516,759
歳入	合計	639,617	3,190	642,807

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,052	3,190	17,242
	1 総務管理費	13,954	3,190	17,144
歳 出	合 計	639,617	3,190	642,807

令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	513,569	3,190	516,759
歳 入 合 計	639,617	3,190	642,807

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	14,052	3,190	17,242	3,190				
歳出合計	639,617	3,190	642,807	3,190				

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	513,569	3,190	516,759	2 保険給付費等交付金（ 特別交付金）	3,190	特別調整交付金分（市町村分） 3,190
計	513,569	3,190	516,759			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区 分				
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		12 委託料	3,190			
1 一般管理費	13,954	3,190	17,144	3,190						国保事業一般管理事務 3,190		
計	13,954	3,190	17,144	3,190								

令和5年12月 日南町議会定例会

追加補正予算説明附属資料

一	般	会	計		
	地域づくり推進課	・・・	1		
国	保	特	会		
住	民	課	・・・	1	

令和5年度 一般会計補正予算(第7号)説明資料

07 款 商 工 費

01 項 商 工 費

01 目 商工総務費

地域づくり推進課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1190 商工総務一般管理事務	補正前の額	68,352	13,808	8,300	1	46,243	
	補正額	21,800	21,800	0	0	0	
	補正後の額	90,152	35,608	8,300	1	46,243	

○ 事業説明

物価高騰を乗り越える「たったもカードスペシャルポイント」付与事業

生活を圧迫し続ける物価高騰を町民一丸で乗り越えるため、全町民に一人あたり5,000円分の「たったもカードスペシャルポイント」を付与するとともに、18歳以下の子どもについては、一人あたり5,000円分のポイントを加算する。(財源措置:国10/10)

■対象者見込み:全町民4,020人(うち、18歳以下340人)

■一人あたりポイント付与額:5,000ポイント(円)

※ただし、18歳以下は更に5,000ポイント(円)を加算し、合計10,000ポイント(円)付与する

■基準日:令和5年12月13日

■付与予定日:令和5年12月18日(※たったもカードへのポイント付与)

○ 執行経費

・負担金補助及び交付金(たったもカードスペシャルポイント) 21,800千円

全町民 5,000円×3,680人=18,400,000円

18歳以下 10,000円×340人 = 3,400,000円

○ 財 源

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国:10/10) 21,800千円

令和5年度 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)説明資料

01 款 総 務 費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1071 国保事業一般管理事務	補正前の額	13,954	0	0	3,888	10,066	
	補正額	3,190	3,190	0	0	0	
	補正後の額	17,144	3,190	0	3,888	10,066	

○ 事業説明

法改正に伴い、令和6年1月より産前産後期間における国民健康保険税の免除措置が設けられる
ことを受け、対応するシステム改修を行う。(財源措置:国10/10)

○ 執行経費

・委託料 3,190千円

○ 財 源

・県交付金(特別調整交付金 10/10) 3,190千円